

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 29 号	三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	<p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 11 年厚生労働省令第 37 号)</li> <li>・ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)</li> </ul> <p><b>【趣 旨】</b></p> <p>身体的拘束等の適正化を図る等の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たなサービスの創設など 介護医療院</li> <li>(2) 所要の改正（運営上の基準の改正）※主なもの 身体的拘束等の適正化</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>